

令和3年度排出係数の誤算定について

資源エネルギー庁

2023年5月25日

令和3年度排出係数の誤算定について

- 令和5年1月24日に公表した「電気事業者別排出係数（令和3年度実績）」において、一部算定に誤りがあったことが確認された。
- 具体的には、電源開発株式会社において発電された電力量に相当する二酸化炭素排出量について、取引のある小売電気事業者に対し、過大に報告していたことが原因となる。
- その結果として、小売電気事業者合計8社の排出係数及び全国平均係数が修正となる。
- また、当該8社から電力を購入している特定排出者については、令和5年7月に予定している温対法に基づく二酸化炭素排出量の報告に影響を与える可能性あるため、当該8社から対象となる事業者への周知を徹底する。
- 今回の誤算定による影響及び事業者における再発防止対策については引き続き整理を行う。

登録番号	電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO ₂ /kWh)		調整後排出係数 (t-CO ₂ /kWh)		
		修正前	修正後	修正前	修正後	
A0063	(株) エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	0.000453	修正なし	メニュー-B (残差)	0.000441	0.000440
A0071	伊藤忠商事 (株) (※1)	0.000740	0.000941	メニュー-B (残差)	0.000453	修正なし
A0138	(株) 関電エネルギーソリューション	0.000510	0.000505	メニュー-B (残差)	0.000481	0.000476
A0269	東京電力エナジーパートナー (株) (※2)	0.000457	修正なし	メニュー-J (残差)	0.000457	0.000456
A0273	中国電力 (株)	0.000534	0.000529	メニュー-E (残差)	0.000545	0.000540
A0274	四国電力 (株)	0.000485	0.000484	メニュー-C (残差)	0.000533	0.000532
A0275	九州電力 (株)	0.000299	0.000296	メニュー-B (残差)	0.000392	0.000389
A0276	沖縄電力 (株)	0.000739	0.000717	メニュー-B (残差)	0.000707	0.000685
全国平均係数 (t-CO ₂ /kWh) (※3)		修正前	修正後			
		0.000435	0.000434			

(※1) 伊藤忠商事については、調整後排出係数の変更はないものの、基礎排出係数が0.000740t-CO₂/kWhから0.000941t-CO₂/kWhへと変更になる。今回の電源開発側の修正に際して、伊藤忠商事側でも算定誤りが判明したため、合わせて係数の再算定を行った結果、基礎排出係数が増加した。本件に関しても、原因究明と再発防止策を徹底いただく。

(※2) 東京電力エナジーパートナーにおける修正後の「基礎排出係数」と「調整後排出係数」は暫定値

(※3) なお、一般送配電事業者の排出係数は全国平均係数を採用しているため、全国平均係数の変更に伴い一般送配電事業者9社（沖縄除く）の排出係数も変更となる。

【参考】電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について

- 「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」によれば、2021年6月の改正により、発電所所内消費に伴い排出される二酸化炭素排出量は排出係数の算定に用いる基礎二酸化炭素排出量には含まないものとするのが規定されている。
- 今回の事案は、発電所所内消費に伴い排出される二酸化炭素排出量を含めた排出量を小売電気事業者に報告したことで誤算定が生じたもの。

改正前（2020年7月）

2. 基礎二酸化炭素排出量の算定方法

基礎二酸化炭素排出量は、以下の（1）及び（2）の合計量とする。

なお、自社電源に由来する電気や他者より調達した電気であっても、他の電気事業者等に販売した場合（小売供給しなかった場合）は、別紙2に定める方法により、当該電気を販売した者の基礎二酸化炭素排出量から控除するものとする。

（1）自社電源に由来する電気

算定省令別表第1に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び4.4/1.2を乗じて二酸化炭素排出量を算定する（別紙3の点線内の部分を参照。）。

注）発熱量は、高位発熱量とする。以下同じ。

（2）他者から調達した電気

他者から調達した電気の発電に伴い排出された基礎二酸化炭素排出量については、別紙3の基礎二酸化炭素排出量の算定フロー図に従い、以下の調達先より得られる情報に応じて把握する。

改正後（2021年6月）

2. 基礎二酸化炭素排出量の算定方法

基礎二酸化炭素排出量は、以下の（1）及び（2）の合計量とする。

なお、自社電源に由来する電気や他者より調達した電気であっても、他の電気事業者等に販売した場合（小売供給しなかった場合）は、別紙2に定める方法により、当該電気を販売した者の基礎二酸化炭素排出量から控除するものとする。

また、発電所所内消費に伴い排出される二酸化炭素排出量は基礎二酸化炭素排出量には含まないものとする。

（1）自社電源に由来する電気

算定省令別表第1に定める燃料の使用量に燃料種ごとの単位発熱量、燃料種別排出係数及び4.4/1.2を乗じて二酸化炭素排出量を算定する（別紙3の点線内の部分を参照。）。

注）発熱量は、高位発熱量とする。以下同じ。

（2）他者から調達した電気

他者から調達した電気の発電に伴い排出された基礎二酸化炭素排出量については、別紙3の基礎二酸化炭素排出量の算定フロー図に従い、以下の調達先より得られる情報に応じて把握する。

【参考】排出係数公表制度について

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づき、平成18年4月1日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（以下「特定排出者」という。）に対し、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。その際、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量については、原則として国が公表した電気事業者ごとの排出係数を用いて算定することとされています。
- また、温対法の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をすることとされています。
- 上記の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、電力事業者ごとに基礎排出係数及び調整後排出係数並びにこれらを求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数を特定排出者の温室効果ガス算定排出量の算定の対象となる年度に公表することとしています。
 - ① 特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な二酸化炭素の排出の抑制に資するため。
 - ② 事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するため。

